

## デジタル実装促進拠点のオープンスペース、パーソナルスペースの備品購入 仕様書

### 1 目的

本業務は、行政と企業双方の業務の効率化に繋がり、かつ、企業が取り組みやすい初期段階のデジタル化に焦点を当て、「市への支払請求の電子化」、「オンライン会議」及び「テレワーク」（以下「支払い請求の電子化等」という）の地域実装促進に向けた拠点整備の一環として、必要な備品の調達を行うものです。

現在、大企業の多くは、コロナ禍をきっかけに、デジタルを活用し、業務の効率化や生産性の向上を進めています。一方、中小企業に目を向けると、約7割がDX・デジタル化を実施していない、今後も予定がないといった状況です。

このような状況から、地元企業が安心して支払い請求の電子化等を実装できるよう、企業の個別相談窓口としての機能を有し、かつ実践・体験できる拠点を整備するものであり、本業務においても、利用者にとって居心地の良い空間設計やオフィスデザイン等を意識する中で備品を調達し、拠点の利用効果向上を図るものです。

### 2 業務の前提

#### (1) デジタル田園都市国家構想推進交付金

本業務は、内閣府の「デジタル田園都市国家構想推進交付金デジタル実装タイプTYPE1」（以下「交付金」という。）を活用するものであり、交付金の概要を熟読のうえで業務を行うこと。

なお、交付金の概要については、下記内閣府ホームページから参照すること。

[https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/denenkouhukin\\_jissou\\_gaiyou.pdf](https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/denenkouhukin_jissou_gaiyou.pdf)

#### (2) 資本主義の変貌に適応するための地元企業競争力UPプロジェクト

本市では、上記アに示す交付金で「資本主義の変貌に適応するための地元企業競争力UPプロジェクト」が採択され、「市への支払い請求の電子化」、「オンライン会議」及び「テレワーク」といった初期段階のデジタル化を地元企業が実装し運用できるための促進を行うものであること。

なお、プロジェクトの概要は、内閣府に提出した別紙6「デジタル実装TYPE1実施計画（抜粋）」を参照すること。

#### (3) デジタル実装促進拠点の整備

上記(2)のプロジェクトは、情報創造館庁舎5階テレビ会議室を本業務の活動拠点とし、セミナー・個別相談会場、「市への支払い請求」、「オンライン会議」及び「テレワーク」の実践・体験できる機能を有する拠点を整備する。

整備内容等については、別紙6「拠点整備の内容・用途」を参照すること。

本業務は、この拠点を整備する一環として行うものである。

### 3 納期

令和4年10月14日まで

### 4 納品場所

情報創造館5階 テレビ会議室

住所：松本市和田4010-27

※5階までエレベーター、階段あり

### 5 整備物品

#### (1) オープンスペース用の物品

番号	品名	最低数量	オープンスペースの概要
1	テーブル	2台以上	・地元企業に対してのセミナー開催や個別相談を実施するスペース ・小規模～大規模の会議まで幅広く「オンライン会議」が実践・体験できるスペース
2	チェア	8台以上	

#### (2) パーソナルスペース用の物品

番号	品名	最低数量	パーソナルスペースの概要
1	個人型ワークブース	2台以上	・周囲を気にせず集中して「市への支払請求の電子化」、「オンライン会議」及び「テレワーク」を実践・体験できる個人型のワークスペース

### 6 納品検査等

(1) 発注者は、物品の納品時に立会い、納品場所について指示を行う。

(2) 物品の納品及び納品報告書（様式任意A4サイズ、pdfファイル）の提出をもって業務完了とする。

※納品報告書には、納品後の写真を添付すること。

(3) 受注者は、前項をもって検査を行い、検査の結果不合格となったときは、発注者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

(4) 検査に際し費用が発生する場合、その費用は受注者の負担とする。

### 7 支払方法

納品検査後、受注者の請求により一括で支払うものとする。なお、適用する消費税率は、納品検査時点での税率とする。

## 8 見積書作成上の留意事項

本事業は、交付金事業であるため、見積書作成に当たっては、内訳明細書（任意様式）を添付し、経費の積算を明確にすること。

なお、追加提案も受け付けるが、仕様書5(2)の項目に記載のない追加提案については、経費計上しないものとする。

## 9 その他

- (1) 事前に発注担当者と打ち合わせの上、納品場所、数量を再度確認の上、納品すること。また納品日を事前に発注担当者と協議すること。
- (2) 納品時に、備品の初期不良等があった場合には速やかに代替品で対応できる体制とすること。
- (3) 納品に際しては、物品の利用に必要な機能や設備を完備した状態で納品すること。
- (4) 梱包材、箱など発注者側で不要と判断するものについては、本業務内で引上げること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項または質疑が生じた場合は、双方協議の上で決定すること。

## 10 担当者

松本市総合戦略局DX推進本部

デジタルシティ担当 主事 深澤 亮平

電話 0263-48-7000 FAX 0263-48-7001